

平成29年9月15日

公 告

中部航空警戒管制団司令

埼玉県狭山市稲荷山2丁目3番地に所在する航空自衛隊入間基地において、食堂及び喫茶（酒類提供）の設置及び経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 全省庁統一資格で「物品の販売」D等級以上に格付けされていること、又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (8) 公序良俗に反する行為をしたことがない者
- (9) 5に示す「説明会及び現場説明会」に参加すること。参加しない業者は公募に参加できないものとする。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

3 設置業種及び出店場所

- (1) 食堂
第2厚生センター1階
- (2) 喫茶（酒類提供）
第1厚生センター2階

4 募集要項の配布

(1) 期間

平成29年9月15日(金)～同年10月10日(火)17時まで

(2) 場所

航空自衛隊入間基地中部航空警戒管制団基地業務群業務隊厚生班(担当:秋田、菅原)

連絡先 04-2953-6131(内線2704)

(3) その他

公募へ参加する場合は、募集要項を直接受領すること。

5 説明会及び現場説明会

(1) 日時

平成29年10月12日(木)午前10時

(受付は9時30分開始、9時50分までに入室)

(2) 場所

航空自衛隊入間基地 第2厚生センター3階多目的ホール

(3) その他

説明会に参加を希望する業者は、平成29年10月10日(火)17時までに

①会社等の名称、②出席者氏名(2名まで出席可能)、③連絡先、電話番号等を書面にて上記担当まで連絡すること。

(4) 注意事項

ア 本説明会に遅刻又は欠席した業者の応募は無効とする。

イ 説明会参加時には、募集要項及び印鑑を必ず持参すること。

6 その他

細部の内容は、募集要項による。